(許可を要する行為)

- 第3条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。当該許可を受けた行為の内容を変更しようとする場合も、同様とする。
 - (1) 建築物の建築その他工作物の建設
 - (2) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の色彩の変更
 - (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(以下「宅地の造成等」という。)
 - (4) 水面の埋立て又は干拓
 - (5) 木竹の伐採
 - (6) 土石の類の採取
 - (7) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第 137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有 効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。
 - (1) 都市計画事業の施行として行う行為
 - (2) 国若しくは地方公共団体又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
 - (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - (4) 建築物の建築で、当該建築に係る建築物又はその部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの(新築、改築又は増築にあっては、新築、改築又は増築の後の建築物の高さが10メートルを超えることとなるものを除く。)
 - (5) 建築物等の色彩の変更で次のア又はイのいずれかに該当するもの(当該変更に係る 建築物等の高さが10メートルを超えるものを除く。)
 - ア 当該変更に係る建築物等の部分が屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これ らに類するもの以外のものであるもの
 - イ 当該変更に係る建築物の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの
 - (6) 面積が30平方メートル以下の宅地の造成等(高さが1.5メートルを超える法を生ずる 切土又は盛土を伴うものを除く。)又は水面の埋立て若しくは干拓
 - (7) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

- (8) その他通常の管理行為又は軽易な行為で市長が別に定めるもの
- 3 第1項の許可には、都市の風致の維持のため必要な限度において条件を付することができる。
- 4 国又は地方公共団体の機関の行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は地方公共団体の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。